

## 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

当社は、当社株券等につき大規模買付行為を行おうとする者による情報提供及び大規模買付行為に対し当社が対抗措置を講じること等に関し、以下のとおり「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を制定します。

### 1．本対応方針の目的

当社の事業は、コンビニエンスストア事業を主な事業内容とし、EC（電子商取引）関連事業及びコンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の加盟者、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値・株主価値を適正に判断することはできません。

また、当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画等の内容は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。

一方、当社株主の状況（平成18年2月28日現在）は、別紙3に記載のとおりですが、1名を除き、10%以上保有する株主は存在せず、金融機関や外国法人等に広く分散しております。そのような中、当社株主全体の利益若しくは当社の企業価値を著しく毀損するものと認められる大規模買付行為が行われた場合、事前の対応方針がない限り、適正な対抗措置を講じることが困難と考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、原則的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであることを前提として、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会からの意見・代替案等の提示を受ける機会を保証すること、並びに大規模買付行為が当社株主全体の利益若しくは当社の企業価値を著しく毀損するものと認められる場合に、当社が所要の対抗措置を講じることが目的として、本対応方針を定めるものであります。

### 2．用語の定義

本対応方針における用語を次のとおり定義します。

「大規模買付行為」

「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為を行い、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を行うことをいいます。なお、大規模買付行為の該当性の判断においては、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとしますが、事前に当社取締役会が同意した者による買付行為及び本日時点で議決権割合が

20%以上の特定株主グループに属する者による買付行為を除くものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいうものとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算されるものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいうものとします。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいうものとします。

「大規模買付者」

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者をいうものとします。

### 3. 大規模買付者の義務

#### (1) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に当社代表取締役に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を明示し、本対応方針に従う旨を表明した意向表明書を提出しなければならないものとします。

#### (2) 大規模買付者による情報の提供

当社は、(1)により大規模買付者から意向表明書を受領したときは、10営業日以内に適宜提出期限を設けたうえで、大規模買付者に対し、当社株主の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を書面により求めるものとします。

本必要情報の内容は、大規模買付行為の内容に従い当社取締役会が定めるものとしますが、一般的な項目は次に定めるとおりとします。

大規模買付者及びそのグループ会社の事業内容、事業規模。この中には、当社の事業と同種の事業についての経験、ノウハウ等を有するか否かに関する情報を含むものとします。

大規模買付行為の目的、方法及び内容。

当社株券等の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け。

当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下これらを総称して「買付後経営方針等」といいます。）

なお、大規模買付者から提供された情報を精査した結果、当社株主の判断又は当社取締役会の意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜提出期限を定め、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付行為があった事実及び提供された本必要情報の全部又は一部を、適切と判断する時点において当社株主に開示し、又は公表することができるものとします。

#### 4. 当社取締役会による対応

##### (1) 取締役会による評価、検討等

当社は、大規模買付者からの本必要情報の提供が完了した場合は、大規模買付者に対しその旨を証する書面を交付するものとします。当社取締役会は、同書面を交付した日から起算して定める次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）において、外部専門家等から構成される特別委員会（特別委員会の概要は別紙2に記載のとおりです。）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する評価、検討等を行い、その意見を形成するとともに、必要に応じ大規模買付者と買付条件等について交渉を行い、又は代替案を立案するものとします。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付けの場合は、60日間  
上記 以外の大規模買付行為の場合は、90日間

当社取締役会は、上記の大規模買付行為に対する意見、代替案等が定まったときは、直ちに当社株主に対し意見、代替案等を提示し、必要に応じこれを公表するものとします。なお、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見若しくは代替案を提示するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じないものとします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後又は当社取締役会による当社株主に対する意見、代替案等の提示後に限り、大規模買付行為を行うことができるものとします。

##### (2) 対抗措置を講じる場合

当社は、大規模買付行為が次に定める事由に該当し、客観的な根拠及び合理的な判断に照らし、当社株主全体の利益若しくは当社株主、加盟者、主要取引先、顧客、従業員及びその他の利害関係者との間で成立している当社の企業価値を著しく毀損すると認められる場合には、当社株主全体の利益若しくは当社の企業価値を守るため取得条項付新株予約権（会社法第236条第1項第7号）を用いた新株予約権無償割当て（同法第277条）等会社法その他の法律及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、当社取締役会が最も適切と判断する対抗措置を講じることができるものとします。

当社取締役会は、上記判断の客観性及び合理性を担保するため、大規模買付者から提供を受けた本必要情報及び当社取締役会の意見等を、特別委員会に提供したうえ、同委員会及び社外監査

役を含む当社監査役の意見、助言等を求めるものとし、かかる意見、助言等を最大限尊重して、対抗措置を講じるかどうかにつき速やかに決議するものとします。

なお、対抗措置は、当社株主（大規模買付者を除くものとし、）の法的権利及び経済的利益を著しく害するものであってはならないものとします。

大規模買付者が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社関係者等に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に必要な知的財産権、ノウハウ、加盟者、主要取引先、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグループ会社等に移転させる等のいわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合

大規模買付者が当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者及びそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合

大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせ、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合

大規模買付者の提示する買付の方法が、証券取引法その他の法令に違反し、又は最初の買付で当社全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の当社株券等の買付を行ういわゆる二段階買収及び部分的公開買付等の株主の判断の機会又は自由を構造上強圧的に制約するものである場合

大規模買付者の提示する当社株券等の買付条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠）並びに買付の内容、時期及び方法等が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合

大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合

その他 ないし に準じる場合で、当社株主全体の利益若しくは当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合

なお、大規模買付者が本対応方針を遵守せずに当社株券等の買付を行った場合、当社取締役会は、本対応方針を遵守しないことを ないし の事由と関連づけて対抗措置を講じることができるものとします。

### （３）具体的対抗措置の例

具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙１に記載のとおりとしますが、実際に新株予約権を発行する場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者（但し、事前に当社取締役会が同意した者及び本日時点でこれに属する者を除きます。）ではないことを新株予約権の行使条件としたり、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることができるものとします。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 本対応方針が株主・投資家に与える影響等

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本対応方針を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上株主の皆様（大規模買付者を除くものとして）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決議した場合には、当社は、割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償で割当てられるため、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。

また、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付します。

なお、新株予約権無償割当てを行うことを決議した場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。

## 6. 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は平成19年6月30日までとします。但し、平成19年5月31日までに開催される当社定時株主総会において選任される取締役（全取締役任期1年、毎年改選）が、平成19年6月30日までに開催される当社取締役会において、本対応方針を継続することを決定した場合、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、当社は、本対応方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかに公表します。

## 7. 本対応方針の見直し

当社取締役会は、本対応方針を継続することを決定した場合であっても、当社株主全体の利益若しくは当社の企業価値の向上の観点から、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針につき随時見直しを行うものとし、見直しを行った場合には、その旨を速やかに公表します。

以上